

宇和島市 AI 保育所等入所選考システム構築及び運用保守業務  
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、本市における AI 保育所等入所選考システム構築業務の受注者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その手続きを定めるものである。

2 業務概要

(1) 件名

宇和島市 AI 保育所等入所選考システム構築及び運用保守業務

(2) 業務内容

「宇和島市 AI 保育所等入所選考システム構築及び運用保守業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

宇和島市 AI 保育所等入所選考システム構築業務

契約締結日の翌日 から 令和 3 年 2 月 28 日 まで

宇和島市 AI 保育所等入所選考システム運用保守業務

令和 3 年 4 月 1 日 から 令和 4 年 3 月 31 日まで

以後システム稼働中は毎年度契約を締結する事とする。

(4) 業務場所

宇和島市指定場所

(5) 契約上限額

① 宇和島市 AI 保育所等入所選考システム構築業務

4,800,000 円（うち消費税及び地方消費税額 436,363 円）

② 宇和島市 AI 保育所等入所選考システム運用保守業務

880,000 円（うち消費税及び地方消費税額 80,000 円）

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次のとおりとする。

(1) 参加意向表明書（様式 1）の提出期限までに、宇和島市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

(2) 他自治体において、AI 保育所等入所選考システムの導入・構築及び保守運用と同様の業務実績が 1 件以上あること。

(3) 配置予定の業務責任者は、参加意向表明書受付期限日以前に 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。

(4) 情報セキュリティマネジメントシステム、プライバシーマークのいずれかの認証を取得していること。

(5) その他次の要件を満たす者であること。

① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。

② 国税及び地方税を滞納していないこと。

③ 本市の入札参加資格停止措置要綱に規定する入札参加資格停止措置を受けていないこと。

- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始申し立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申し立てがなされていないこと（会社更生法の規定による更生計画認可、又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- ⑤ 本業務に関係する法令や宇和島市の条例・セキュリティポリシーを遵守できる者。

#### 4 参加資格の喪失

参加資格を有する者が、次のいずれかに該当したときは、本プロポーザルに関する資格を失うものとする。なお、既に提出された提案書は無効とする。

- (1) 参加資格を有する者が「3 参加資格要件」を満たさないこととなったとき。
- (2) 提案書の提出日、提出場所、提出方法等が本要領に適合しないとき。
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。
- (4) 提案書に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (5) 提案者が受注候補者を選定するまでの間に公正な評価を妨げる行為が判明したとき。

#### 5 実施要領等の配布

##### (1) 配布資料

- ① 宇和島市 AI 保育所等入所選考システム構築及び運用保守業務 公募型プロポーザル実施要領（以下、「実施要領」という。）
- ② 宇和島市 AI 保育所等入所選考システム構築及び運用保守業務 仕様書（以下、「仕様書」という。）
- ③ 宇和島市 AI 保育所等入所選考システム構築及び運用保守業務 公募型プロポーザル各種様式（以下、「様式」という。）
  - ・参加意向表明書（様式 1）
  - ・会社概要（様式 2）
  - ・質問書（様式 3）
  - ・提案書表紙（様式 4）
  - ・業務要件定義書（様式 5）
  - ・参考見積書（システム構築費用）（様式 6 - 1）及び提案価格内訳書（様式 6 - 2）
  - ・参考見積書（運用保守費用）（様式 7）

##### (2) 配布方法

宇和島市ホームページからダウンロードすること。

##### (3) 配布期間

令和 2 年 10 月 1 日（木）から令和 2 年 10 月 23 日（金）

#### 6 参加意向表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、令和 2 年 10 月 23 日（金）17 時までに、(1) 及び (2) の書類を持参または郵送により提出すること。郵送の場合は、提出期限当日の消印まで有効とする。

- (1) 参加意向表明書（様式 1） 1 部
- (2) 会社概要（様式 2） 1 部

## 7 質問及び回答

実施要領及び仕様書等の内容について不明な点がある場合は、次により質問書（様式 3）を提出すること。

### (1) 提出方法

原則電子メールにより受け付ける。

### (2) 提出期限

令和 2 年 10 月 9 日（金）17 時まで

### (3) 回答方法

参加意向表明書の提出のあったすべての者に対し、令和 2 年 10 月 16 日（金）までに宇和島市ホームページ上で回答する。

## 8 企画提案書等の提出

参加意向表明書を提出した者は、令和 2 年 10 月 30 日（金）17 時までに、(1) から (5) に記載する書類 10 部（正本 1 部、副本 9 部）および、提出書類と同じ内容を保存した CD-R1 枚を持参または郵送により提出すること。郵送の場合は、提出期限当日の消印まで有効とする。

企画提案書の作成については、仕様書に基づき作成すること。

### (1) 提案書表紙（様式 4）

### (2) 企画提案書

### (3) 業務要件定義書（様式 5）

### (4) 参考見積書（システム構築費用）（様式 6 - 1）及び提案価格内訳書（様式 6 - 2）

### (5) 参考見積書（運用保守費用）（様式 7）

## 9 企画提案書の書式等

(1) 用紙サイズは、A 4 版で作成すること。

(2) 文字サイズは、11 ポイント以上で作成すること。

(3) 仕様書「5 提案書記載要件について」に記載の項目すべてについて記載すること。

(4) 記載事項の順番は、仕様書「5 提案書記載要件について」に記載の項目の順序とすること。また、記載事項の順序及び記載事項の変更等を行わないこと。

(5) 両面印刷で 15 枚（30 ページ）程度以内（表紙、目次はページ数に含めない）とすること。印刷の色は、カラー、白黒を問わないものとする。

(6) 記号・省略等を使用する場合は、初出の箇所に記号・省略等の説明を記述すること。  
（審査者が、記号・省略等が意味することを十分理解できない場合、書類審査結果に影響が出る可能性があることに留意するもの）

## 10 見積記載要領

仕様書「6 見積書等記載要領について」を参照の上、記載すること。

## 11 選定方法

提出された書類と提案者からのプレゼンテーションの内容を別紙「評価基準」に基づき、市職員で構成する選定委員会において審査を行い、選定委員の合計得点を総計した合計が最も高い者を受注候補者として選定する。なお応募者が 1 者のみの場合でも、審

査会の評価結果により、評価点の合計が一定の水準に達した者であり、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものと判断できるときは、当該者を受注候補者として選定する。

## 1.2 プレゼンテーションスケジュール

提案書の書面での評価が難しいと判断した場合、企画提案内容を確認するため、プレゼンテーション及び選定委員からの質疑を次のとおり行う。

### (1) 日程

令和2年11月上旬※予定 宇和島市役所 会議室

※日時、場所等の詳細については、後日通知する。

### (2) 企画提案の説明及びヒアリング

1業者あたり30分程度（プレゼンテーション：20分、質疑応答：10分）

### (3) その他

- ・ 提案の説明の順番については、原則企画提案書を受け付けた順とする。
- ・ プレゼンテーションにスライド、パワーポイント等を使用する場合には、事前に連絡し、使用するPC等の機器は各参加者で用意の上、当日持参すること。プロジェクター及びスクリーンは本市で用意する。

## 1.3 選定結果

選定の結果は、受注候補者決定後、文書にて通知するとともに、宇和島市ホームページにおいて公表する。なお、受注候補者に選定された者が辞退した場合、もしくは「3 参加資格要件」を満たさなくなった場合は、次点者を受注候補者として選定する。また、選定結果に対する異議の申し立てについては、一切受け付けないものとする。

## 1.4 主なスケジュール（予定）

手続き等	期限等
1 公募開始	令和2年10月1日（木）
2 質問の受付	〃 10月9日（金）※17時まで
3 質問への回答	〃 10月16日（金）まで随時回答
4 参加意向表明書受付	令和2年10月23日（金）※17時まで
5 企画提案書提出締切	〃 10月30日（金）※17時まで
6 プレゼンテーション審査	〃 11月上旬 ※必要に応じて
7 選定結果の通知・公表	令和2年11月下旬

## 1.5 その他

- (1) 企画提案書の作成・提出、プロポーザルへの参加等にかかる一切の経費は企画提案者の負担とする。また、提出書類は返却しないものとする。
- (2) 企画提案書提出後の提出書類の変更、差し替えは認めない。ただし、市が特別に認めた場合は除く。
- (3) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。

- (4) この公告の業務の履行期間は2 - (3) に定めるとおりとし、原則、期間延長は認めない。

1.6 問い合わせ及び提出先

〒798-8601 愛媛県宇和島市曙町1番地  
 宇和島市役所1F 保健福祉部福祉課  
 電話：0895-24-1111（内線3123・2143）  
 F A X：0895-24-1160  
 E-mail：fukushi@city.uwajima.lg.jp

(別紙) 評価基準

No.	項目	評価項目	評価内容	配点
1	提案内容	本業務に対する考え方とシステムの全体像	①本市の保育施設等入所選考の現状について深く理解した上で、A I 入所選考システム導入業務全体に対する考えが適切であるか。 ②システム全体像が本市の目指すものと合致しているか。 ③提案されたシステムが本事業の目的に有効なものであるか。	10
		本業務における初歩的なWBS（作業分解図）	各項目間で整合がとれており、適切なものであるか。	5
	システム機能要件	①保育施設等入所選考基準に対応したものとなっているか。 ②機能要件の実現性は高いか。 ③機能要件の実現が困難なものに対する、対応策は十分であるか。	20	
	システム構成	システム構成が具体的に記載されているか。	5	
	システム管理	①個人情報の取扱い、ユーザ管理等、情報セキュリティ対策について具体的に記載されているか。 ②管理方法等、障害発生に備えた対応が具体的に記載されているか。	5	
	システム構築	①実施計画及び開発手法等、構築プロセスについて具体的に記載されているか。 ②操作研修等、導入支援について具体的に記載されているか。	5	
	実施体制	①プロジェクト推進体制及び役割が具体的に記載されているか。 ②業務従事者について本業務及び類似業務に関して業務実績があるか。	5	
	運用保守	①運用・保守についての考え方が適切であるか。 ②運用・保守体制が整っているか。	10	
	業務スケジュール	①全体のスケジュールが、無理のないものであるか。 ②重要な節目や区切りとなるイベントが、具体的に記載されているか。 ③個別の作業工程が効率的であり、市と委託事業者の役割分担が明確であるか。	5	

2	プレゼンテーション	業務スキル	①業務責任者及び業務担当者の管理能力とコミュニケーション能力 ②業務責任者の業務知識	15
3	見積書	提案価格	参考見積書（様式6-1、様式6-2及び様式7）の金額をもとに、15点を満点とし、次のように算出する。 点数=15点×（応募者の中で最低提案価格）÷（提案価格） ※小数点以下四捨五入 【提案価格=（システム構築見積額）+（運用保守見積額×3年）】	15
合 計				100

- ・上記の項目を審査員5人が審査し、1人当たり100点満点で採点する。
- ・各審査員の合計を総合点（満点500点）とし、総合点が最も高い事業者を提案評価第1位通過者として選定する。ただし、提案評価第1位通過者の総合点が満点の6割に満たない場合は、不調となる。
- ・総合点が最も高い事業者が2者以上ある場合は、「提案内容点」が高い事業者を、業務委託事業者として選定する。
- ・「提案内容点」も同点の場合は、審査員で協議し、業務委託事業者を決定する。

【「提案内容」及び「プレゼンテーション」の評価基準】

各評価項目は、D評価からS評価までの5段階で評価するものとし、評価項目ごとの配点に下記のとおり割合を乗じて採点する。

評価基準	評価	点数
非常に優れている	S	配点×100%
優れている	A	配点×80%
標準	B	配点×60%
劣っている	C	配点×40%
非常に劣っている	D	配点×0%